

# みはま

## ▽議会だより

No.167

2021年8月1日発行

令和3年  
6月定例会



報 告	繰越明許・事故繰越他	……	P2
議 事	タブレット契約・財産取得他	……	P3
補 正 予 算	一般会計・介護保険特別会計他	……	P4
委員会報告	常任委員会審査	……	P6
町政に対する一般質問		……	P8
審議結果一覧・編集後記		……	P14

まちの  
**元気人**  
げんきびと

**野間旅館組合 女将会**  
さんです！

写真

(左) きやら路を作っています  
(中) 女将手作り「美浜おかず味噌」  
(右) 半田市社会福祉協議会  
「雑巾ちくちくプロジェクト」へ協力し、表彰！

P14にご紹介しています▶

# 令和3年第2回 6月定例会

※本会議の記事詳細は、7月下旬頃、町公式

ホームページで会議録として掲載予定です。

(議案の採決結果は最終ページに掲載)

## 審議日程

- 8日** 開会、提案  
・上程議案8件の提案説明
- 9日** 町政に対する一般質問【通告議員3人登壇】
- 11日** 町政に対する一般質問【通告議員3人登壇】
- 15日** 質疑・委員会審査付託  
・契約案件2件を可決  
・補正予算3件の各議案の質疑・各常任委員会へ審査付託（3件）  
※うち1件は両委員会へ分割付託  
・議員発議の議会会議規則の一部改正1件の提案、質疑・討論・採決  
・議員発議の意見書1件の提案、質疑・討論・採決
- 〔休会中の常任委員会開催〕**
- 16日午前** 総務産業常任委員会 付託された2議案を審査・採決
- 16日午後** 文教厚生常任委員会 付託された2議案を審査・採決
- 22日** 委員長報告・質疑・討論・採決、閉会  
・議員派遣の件を議決  
・閉会中の継続審査事件を定めて閉会

## 町長提出議案

## 報告

### 令和2年度

### 一般会計繰越明許費

本年度に繰越して実施される繰越明許事業について報告がありました。

### 繰越明許費とは？

何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度1年間に限り繰越して使用することができます。

### 令和2年度

### 一般会計事故繰越し

事故繰越しについて報告がありました。

## 令和2年度 一般会計繰越明許費

地方自治法施行令第146条第3項の規定に基づき、本年度に繰越して実施される繰越明許事業について報告がありました。

令和2年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	町債	
選挙管理委員事務	402万4千円	160万6千円	0円	150万円	0円	0円	10万6千円
予防接種事業	7,759万円	327万7千円	0円	327万7千円	0円	0円	0円
新型コロナウイルスワクチン 接種事業	1億2,091万4千円	1億2,091万4千円	0円	1億2,090万8千円	0円	0円	6千円
都市公園整備事業	4億9,259万3千円	4億5,838万6千円	3,229万4千円	1億8,579万2千円	0円	2億4,030万円	0円
体育館天井落下防止対策事業	5,105万1千円	5,105万1千円	0円	1,701万7千円	0円	3,400万円	3万4千円
合計	7億4,617万2千円	6億3,523万4千円	3,229万4千円	3億2,849万4千円	0円	2億7,430万円	14万6千円

# 令和2年度 一般会計事故繰越し

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越し事業について報告がありました。

## 令和2年度 一般会計事故繰越し繰越計算書

事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
		支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			
							国庫・県支出金	繰入金		
農業用施設維持修繕工事 谷地区(その2)※①	1,199万円	479万円	720万円	154万1,800円	874万1,800円	0円	0円	0円	0円	874万1,800円
道路維持修繕工事 町道4056号線始め 2路線(その2)※②	781万円	0円	781万円	46万1,740円	827万1,740円	0円	0円	0円	0円	827万1,740円
道路新設改良単独事業※③	3,838万4,164円	2,686万8,914円	1,151万5,250円	0円	1,151万5,250円	0円	0円	0円	1,030万円	121万5,250円
合計	5,818万4,164円	3,165万8,914円	2,652万5,250円	200万3,540円	2,852万8,790円	0円	0円	0円	1,030万円	1,822万8,790円

### ※事故繰越しの原因

- ① 農業用水利用者との調整に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったため。
- ② 施工箇所の土質が軟弱であり、施行が難しく作業に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったため。
- ③ 残地内での再配置計画において、不慮の日時を要し、移転期限内に建物等の移転が困難となったため。

### 事故繰越しとは？

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為を行ったものの、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものについて、翌年度に繰り越して使用することができるもの

### 専決処分の報告

#### 損害賠償の額及び和解

全国農業新聞購入代金について、平成17年9月分から平成31年3月分まで、他者分の代金を別の人の銀行口座から引き落としていました。  
町が相手方に対し本事故に関する賠償金を支払いました。  
損害賠償の額  
10万2,600円

### 契約議決

#### 事務用タブレット端末物 品売買契約の締結 全員賛成で可決

契約金額  
2,408万7,360円  
契約相手  
株式会社大塚商会中部支店  
契約概要  
会議のペーパーレス化を目指すし、経費削減と業務の効率化を図る。  
(主査以下の職員を対象)

#### 専決処分とは？

地方自治法第180条第1項の規定により、「町長が専決処分できる事項」は議会の議決により指定されています。

町が当事者である和解及び調停の目的価格や損害賠償の額が50万円未満の場合は、専決処分後に議会への事後報告のみとなります。50万円を超える場合は、和解前に議会の議決が必要となります。

#### 財産の取得

#### 賛成多数で可決

土地の所在  
美浜町大字北方字  
十二谷地内15筆  
面積  
1万6,903平方メートル  
契約金額  
4,325万4,300円  
取得目的  
総合公園拡張事業用地

#### 契約議決とは？

町条例で定めた額を超える場合に、議会の議決が必要となります。  
① 予定価格5千万円以上の工事又は製造請負に係る契約締結。

② 財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産・動産の買入れ・売払い(土地については1件5千㎡以上のもの)又は不動産の信託の受益権の買入れ・売払い。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求める契約案件の2件の提案があり、可決しました。  
なお、2議案とも質疑はありませんでしたが、**財産の取得**については、2件の反対討論がありました。討論内容については、次ページのとおりです。

反対

(希望の輪) 森川 元晴

この取得の件に関しては、今までも議会で質疑されてきた産廃の問題の土地と言われているが、総合公園拡張事業の用途を果たすためには、この土地が必要かもしれません。

しかし、現時点では、展望台ではなく、多目的広場を造るのが分かりませんが、もう少し明確にする必要があります。

また、この契約書に書かれている内容で、一つ疑問に思うことは、この土地の地主に対しての瑕疵保証についてです。本来、地主がきれいな土地にして、町が買うべきではないかと思いますが、あえて触れないような土地を購入するということは、後から問題が生じるのではないかと不安に思います。

以上の内容で、町民がこの土地の取得に対して納得するとはどうしても思えず、私たちはこの土地取得に対し反対します。

反対

(日本共産党議員団) 山本 辰見

理由1は、課題のある土地を無理やり購入することに、町民の税金を投入することは、町民にどう説明できるのでしょうか。

第2は、この土地の地主さんは課題のある土地だということに当然知っていたと思います。が、美浜町としてはいつの時点で確認できたのでしょうか。地元の一部の方のお話ですと、課題のある土が埋められたというのは知っていたようですよ。

第3は、当初の計画であった公式野球場を含む2面の野球場建設と、その隣の第1グラウンドとあわせて野球大会を開催したいという計画がご破算になっても購入することに町民の理解は得られません。

第4は、購入する価格は問題のなかった周辺と比較して相当に値引きしてあるのか、説明不十分で不明です。もっとも、安ければよいということではないと考えます。

以上、4点の問題を指摘して反対討論とさせていただきます。

補正予算

提案された補正予算3件【一般会計(第2号)、介護保険特別会計(第1号)、水道事業会計(第1号)]を各常任委員会で、付託・審査し、最終日に委員長報告ののち討論・採決し、3件とも可決されました。

一般会計補正予算(第2号)

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ3,261万7千円を追加し、補正後の予算総額は78億8,254万9千円となりました。

歳 入		補 正 額
国庫支出金	民生費国庫補助金	1,778万4千円
県支出金	民生費補助金	19万8千円
	農林水産業費県補助金	42万2千円
繰入金	財政調整基金繰入金	849万3千円
諸収入	雑入	572万円
歳 出		補 正 額
総務費	人事管理事業	13万8千円
	財務会計運営事業	22万8千円
	庁舎管理事業	100万円
民生費	介護保険繰出金	194万7千円
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業※①	1,798万2千円
衛生費	ごみ減量化事業※②	690万円
農林水産業費	水産業振興事業	42万2千円
教育費	小学校施設整備事業※③	400万円

※一般会計補正の主な内容

- ①低所得の子育て世帯に対する給付金
- ②指定ごみ袋作製委託料(ミックスパー用、プラスチック用)
- ③給食リフト改修工事(奥田小学校)



介護保険特別会計補正予算(第1号)

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ194万7千円を追加し、補正後の予算総額は18億6,009万6千円となりました。

歳 入		補 正 額
繰入金	事務費等繰入金	194万7千円
歳 出		補 正 額
総務費	一般管理事業	194万7千円

内容：介護保険第8期事業計画対応システム改修費

## 水道事業会計補正予算（第1号）

	資本的支出
既決予定額	3億6,373万5千円
補正予定額	4,000万円
計	4億 373万5千円

## 全員賛成で可決

資本的収支の不足額2億6,948万円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,614万9千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,333万1千円で補てんする。

内容：中白沢地区（奥田）配水管布設工事

### 議員提出議案

#### 規則の一部改正

#### 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

##### 全員賛成で可決

議員活動と家庭生活の両支援により男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、美浜町議会会議規則の一部改正案が提案され可決しました。

##### 提出者

大岩 靖、森川 元晴、  
山本 辰見、中須賀 敬、  
野田 増男

（全会派賛同により、議会運営委員会として提案）

##### おもな改正の内容

①議員の欠席事由について、「公務、疾病、出産」に「育児介護、配偶者の出産補助」などを加えた。  
②議員が出産のために出席できないときについて、「出産予定日の6週間（多胎妊娠の

場合にあつては、14週間）前

の日から当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を加えた。

#### 意見書

コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワフチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書

##### 賛成少数で否決

代表提出者 山本 辰見  
提出者 鈴木美代子

本会議4日目、議員発議で1件の意見書が提案されました。質疑・討論の後、即日採決の結果、否決されました。

##### 趣旨

国に対して、これまでの姿勢を転換し、コロナ封じ込めを戦略目標に据えることを強く求める。そのため、以下の対策を強化することを求める。

- ①ワフチンの安全・迅速な接種のために、実態に即したロードマップを示すとともに、安定したワフチンの供給と接種を行う自治体への万全な支援という、国の責任を果たすことを求める。
- ②高齢者施設・医療機関などに対する社会的検査を根本的に拡充するとともに、無症状者に焦点を当てたPCRの大規模検査で感染を封じ込める。
- ③自粛要請などで打撃をこうむっているすべての中小企業、個人事業主、労働者に対して十分な補償と生活支援を行う。
- ④命を救うために医療機関への減収補填、医療体制への支援を強化する。

##### 意見書とは？

地方自治法第99条の規定に基づき、議会としての意思を関係機関あてに意見としてまとめた文書のこと。議員が発案して本会議にはかり、審議の結果、議決された場合、議長名で関係機関等に提出します。

### 討論

#### 反対

（チャレンジM-IHAMA）

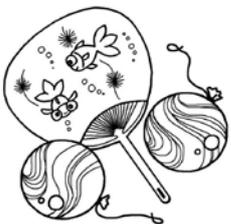
野田 増男

提案者の思いを全面否定するものではないことをまずもってお伝えしておきたいと思います。

提案がそれぞれ実現できれば、それは国民にとって有意義なことであるということに異論を唱えるものではありません。しかし、有意義なことと優先してなすべきことの間には明確な違いがあると考えております。

そして、今何が最優先されるべきかを問われれば、それはワフチン接種であります。あれもこれもと手を広げたのでは、その効果は分散してしまいます。

今は、国、地方自治体はもろんのこと、医療従事者等々の協力を得ながら、検査よりもワフチン接種に力を集中すべきであると考ええるから、提案者の意見書には反対の立場を表明いたします。



## 常任委員会 6月16日(水)

本会議で付託された議案について、各常任委員会で審査しました。委員会の審査結果は、最終日22日(火)に委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決されました。

### 総務産業常任委員会

16日(水)午前9時開会。

7名全員出席のもと付託議案2件を審議・採決。

閉会中の継続調査案件を協議・決定し閉会。

### 令和3年度一般会計

#### 補正予算(第2号)

**Q** 水産業振興事業の海苔養殖  
食害防止対策事業補助金は何  
を行う補助金か。

**A** 海苔養殖で発生する食害を  
防除するための補助金で、防  
除網等設置に要する費用です。  
また、事業実施にあたり、県  
の補助金が2分の1で、野間  
漁業組合が2分の1を負担し  
ます。

**Q**

庁舎管理事業の修繕費が  
100万円について、雨漏  
り対策と聞いたが、具体的  
にはどの場所か。

**A** 今年度の一般修繕の修繕料  
は確保していたが、年度当初  
よりいろいろなところの修繕  
があり、緊急修繕に対応する  
ため、枠取りで計上したもの  
です。

### 令和3年度水道事業会計

#### 補正予算(第1号)

**Q** 排水設備新設改良費4千万  
円の補正について、新たに水  
道管を設置するものか、給食  
センター前の給水管が破裂し  
た関係の工事なのか。

**A** 今回の工事は、町民の森か  
ら農免道路に下りてきたとこ

ろから、恋の水神社の方へ

400メートル位行った地点  
から約230メートル施工す  
るもので、元々そこには、奥  
田、野間地区へ向かう400  
ミリメートルの本管が入って  
おり、耐震管に替えていく工  
事です。また、給食センター  
前については、河和方面への耐  
震化工事です。

今回、追加で補助金を頂け  
るといふ話があり、それに見  
合う部分を進めていくもので  
す。

最終的には、知多奥田駅の  
前を通り、野間小学校のあた  
りまで通じているが、今回は  
農免道路の一部分を施工する  
ものです。

工事の場所( )の部分



### 文教厚生常任委員会

16日(水)午後1時開会。

6名出席のもと付託議案2件  
を審議・採決。

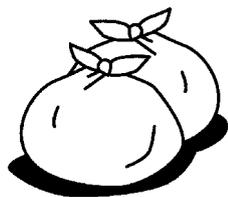
閉会中の継続調査案件を協  
議・決定し閉会。

### 令和3年度一般会計

#### 補正予算(第2号)

**Q** 児童福祉総務費の低所得の  
子育て世帯生活支援特別給付  
金給付事業の対象となる範囲  
と人数は。

**A** 対象となるのは、ひとり親  
世帯では、児童扶養手当支給  
者、公的年金等受給者及び児  
童扶養手当を受給していない  
が、新型コロナウイルス感染  
症の影響を受けて家計の収入  
が急変して、収入が児童扶養  
手当を受給している方と同じ  
水準になった方。その他世帯  
では、令和3年4月分の児童  
手当または特別児童扶養手当  
の支給を受けている方であっ



**A** 歳出で計上した指定ごみ袋作成委託料の収入分で、プラスチック製容器包装用の45リットルと30リットル、ミックスペーパーの30リットルの3種類の袋で、その売上代金分です。

**Q** 雑入の指定ごみ袋売却代金は、どの袋の分か。

て、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と、18歳年度末までの子の養育者で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計の収入が急変して、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方です。329名分を見込んでいます。

視察してきました!

## 知多南部衛生組合新火葬場、来年4月に供用開始!

5月17日、昨年9月から工事が始まった知多南部衛生組合新火葬場の建設現場の視察に行きました。ヘルメットをかぶり、内部にも入り、施設の説明を受けました。

火葬場は、来年4月に供用開始予定です。少人数で簡単なお別れができる多目的室もできます。動物炉もできます。

5月に役職や委員の改選があり、新しく就いた役職や委員の責務を果たすため、委員会ごとに勉強会を開き、一生懸命取り組んでいます。



5月17日の様子



## あなたも議会を傍聴しませんか?

### 令和3年9月定例会の開催予定

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7 開会 本会議 提案	8 (休会) 全員協議会 (議案説明会)	9 本会議 一般質問 1日目	10 本会議 一般質問 2日目	11 (休会)
12 (休会)	13 (休会)	14 本会議 質疑・ 委員会付託	15 (休会) 総務産業 常任委員会	16 (休会) 文教厚生 常任委員会	17 (休会)	18 (休会)
19 (休会)	20 (休会)	21 (休会)	22 本会議 討論・採決 閉会	23	24	25

いずれも午前9時から 美浜町役場3階  
 < 日程は告示日8月30日に確定します >

本会議場で行われる議会は、どなたでも傍聴することができます。また、全員協議会及び各委員会は、議長等の許可があれば傍聴することができます。

一般質問の開催日においては、別室で議会中継を見ることができます。

**傍聴される際には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。**

※議会傍聴の際に、手話通訳など支援が必要な方はお手数ですが2週間前までにご相談ください。

#### ケーブルテレビ(CCNC)放送予定

【121ch】午前9時から  
9月18日(土)・9月21日(火)

☆お問い合わせ先☆

美浜町役場 議会事務局  
TEL 82-1111 (内線285・286)

## 小中学校生の感染状況は

### 教職員も含めて、 一人の感染者も出ていません



中須賀 敬

#### コロナウイルス感染症 禍の対応について

問 修学旅行等、宿泊行事の計画は。

学校教育課長 1学期に予定していた行事は2学期以降に変更するなど調整中です。

#### タブレット端末について

問 タブレット端末を授業でどう活用していますか。

教育部長 全ての教科の授業で使用しているが、使うことで教育効果が高まる、また授業の質が向上する場合に活用しています。具体的には、調



タブレットを利用した授業

べ学習では、すぐ手元の端末で調べられる。道徳の授業では、自分の考えを入力し全員の意見を集計し共有できる。体育の授業では、走っている動画を撮影しフォームをチェックするなど、学習効果を検証し活用しています。

ただ、従来のタブレットを使わない授業のほうが有効である場合は、当然従来のやり方で授業を進めています。

問 効果的な活用方法は。

教育部長 「教材提示」というものが一層効果的につかっています。今までは黒板に紙を貼ったりポスターを見せたりしかできなかったが、手元の端末に資料を大きく鮮明に示すことができ、また教師がカメラで撮影した映像を、大型モニターに投影したり、一人一人のタブレットに簡単に送れます。

問 新たな活用事例は。

学校教育課長 特別支援学級のオンライン交流会を東西4

校ずつで行いました。また、国際交流事業では、シンガポール・ニールアン中学校とのオンライン国際交流を検討しています。

問 タブレット端末利用時の事故などに対する保険等は。

教育部長 メーカー保証後は保険加入か、故障時に備えて修繕費を予算計上するなど、対策を講じる必要があります。

問 大型モニターは各教室にありますか。

学校教育課長 今回のG・G Aスクール構想で、1人1台タブレットの他、すべての小中学校の普通教室に大型モニターを設置しております。



大型モニターを活用した授業

#### 学校再編の進捗状況

問 小中一貫校に向け、今後ほどの様に進めていく予定か。

教育部長 今は、河和南部小と河和小の統合をしっかりと進めていく事が一番大切ですが、並行して、学校再編の次の段階として、将来的な小中一貫校の計画についても検討していきます。子供たちにとって望ましい教育環境や学校の適正規模・適正配置を考えて、保護者を含め町民の皆様意見を踏まえ、社会情勢や教育現場の実情、町の財政事情等を検証しながら、総合的に判断する必要があります。

今年度は、保護者代表・区長代表・住民代表らで構成する「美浜町学校再編検討委員会」での議論と併せて各小中学校に向き、PTA委員や保護者の皆様を対象に学校教育の現状と課題の整理、今後についての話し合いの機会を持ちたいと考えています。



大岩 靖

# 新型コロナウイルス感染予防に関する美浜町の対応は

## 3密を避け 基本的な感染防止対策の徹底を



議員も予行演習に参加

**問** 新型コロナウイルス感染

予防に関する美浜町の対応は。

**町長** 3密を避け、基本的な感染防止対策の徹底をお願いして参ります。

**問** ワクチン接種の進捗状況及び今後の予定について

**町長** 65歳以上の高齢者7,160名に接種券を郵送し、6月7日時点で5,947名の方の予約をいただき予約割合は、高齢者の83・1%となっております。今後の予定については、接種を計画的に進

め、7月下旬に高齢者への接種を終了する予定です。16歳

以上の方の接種は国からの指示により順次接種を開始する予定です。

**問** ワクチン接種における問題点・改善策について

**町長** 75歳以上のワクチン接種の予約を4月12日に開始した。国からのワクチンの配分量が少なく予約受付可能人数も限られ1日のみの予約となり、電話回線が少なく繋がりにくかったため、住民の皆様にはご迷惑をかけました。

5月18日予約再開時には、混雑解消のため、年齢順に4つに区分し、受付期間を分けるとともに、電話回線の増設及びインターネット予約を開始し予約時の混雑解消に努めます。

**問** ワクチン接種におけるキャンセルが出た場合の対応。

また優先順位は。健康・子育て課長 5月25日付で愛知県から「新型コロナ

ワクチンの弾力的な接種の運用」において、キャンセルの

対応は「高齢者施設等の従事者、障がい者施設の従事者及び利用者、保育施設及び児童

養護施設の従事者、幼稚園の教職員」に対し、積極的に接種を進めるとしており、本町

もそれに従い進めて行く予定です。

**問** コロナウイルス感染予防中の各行事の対応は。

**町長** 庁舎内での「新型コロナウイルス感染症対策本部」で協議し対応を決定し対応結果を各区長に通知し、行政区の運営判断の参考にしていただいています。

**問** 予算化してある行事について未執行の場合の対応は。

**町長** 今年度も前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行事が中止、縮小または延期となっております。令和3年度予算で予算化された行事の中止が確定した場合、補正予算において

減額予算の審議をお願いすることとなります。

減額された予算については、必要に応じ感染症対策や新しい生活様式に対応する事業に活用することも検討します。

今後も引き続き、町民の生命と健康を守ることを最優先に考え、3密を避け、人と人の距離の確保・マスクの着用・消毒の徹底などの「基本的な感染予防対策」の徹底をお願いして参りますのでよろしくお願いいたします。

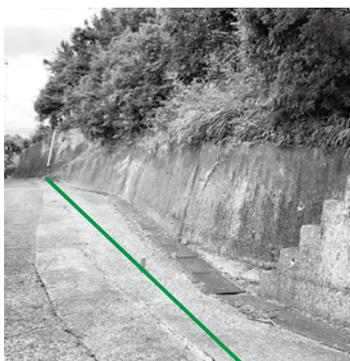


# 道路のセットバック部分の管理は どのように行っていますか



荒井 勝彦

## 指導要綱にもとづき取得し、 町が管理しています



道路内に残る民地（右側の部分）

**問** 幅員4m未満の道路に面した土地には、セットバックをしなければ建築物を建てる事ができませんが、その部分の管理はどのように行っていますか。

**町長** 「美浜町建築行為等に係る後退用地指導要綱」の規定に基づき取得して、道路として町が管理していますが、それ以外の個人所有地は自己責任の管理となります。

### 道路内民地について

**問** 美浜町内の道路内民地（道路として使っている私有地）の数は把握していますか。

**町長** 国道・県道を含めた現況道路内にある民地の数は、1,116筆です。

**問** 道路内民地は非課税のはずですが、課税されていることが判明した場合の対処方法は。

**税務課長** 法に基づいて還付させていただきます。

### 道路の維持管理について

**問** 土砂の崩落等により、道路の通行が困難になった場合の対処方法は。

**町長** まずは通行止めにする等の2次被害を防止する措置を行った後、その崩落した土地の所有者を確認し、対応について相談します。小規模で所有者が対応できるものは撤去のお願いをしますが、周辺住民への影響が大きい場合には、町で対応することもあります。

**問** 町道の路面が破損して、長期間仮設の鉄板が敷設され

ている箇所がありますが、今後の対応は。

**建設課長** 原因者が特定できる場合には、その原因者に補修をしていただきますが、水道管の入れ替え工事を今年度予定していますので、それに合わせて補修工事を行います。鉄板が仮設されている町道



### コロナ禍における子ども の貧困について

**問** 一連のコロナ禍において、

就学援助の対象児童生徒数に変化はありましたか。

**教育部長** 令和元年度と2年度を比較してみても、本町において大きな変化はみら

れませんでした。

**問** 学校給食がない期間に、小学生の体重が減少したということはありませんでしたか。

**教育部長** 各小学校、各学年の体重推移の確認を行いましたが、本町では、成長期の子どもたちの体重が減少するという傾向はみられておりません。

**問** 学校において、子どもたちの生活面でのわずかな変化を、どのように汲み取っていますか。

**教育部長** 各学校において、担任・校長・養護教諭・スクールカウンセラーなど複数の目でしっかり見えています。

また、教員同士が情報共有し、子どもたちのわずかな変化についても見逃さないように常に見守っています。



山本 辰見

## 高齢者施設従業員にPCR検査の補助は

### 町としては補助しないが、国で負担している

**問** 高齢者施設の従事者に、町として検査の補助金を出せませんか。

**町長** 県が国の補助を受け、集中的検査を実施しているのが町として補助金は考えていません。

**厚生部長** 高齢者施設に関しては積極的に（PCR）検査をお願いしていくという考えです。

**問** 県から陽性患者の感染経路など、なぜ報告されないのですか。

**厚生部長** 町としてコロナ対策の対応を立てるためにも感染経路など知りたいが、医師から陽性者の報告のある保健所でも、調査はしているが詳しい把握に至らないということです。

**問** 県内の施設でのPCR検査の実態は。

**厚生部長** 愛知県及び名古屋市など保健所設置市では3月で約54%の施設が検査を要望、5月19日時点で約43%施設が

検査を行い10名の陽性者が確認されています。

### 教員の多忙化解消問題

**問** 法改正により教員の時間外勤務が月45時間、年360時間を上限とするようになりました。自己申告ではなく客観的な機器を使い、正確な時間把握のための準備をしますか。

**教育部長** ICTの活用やタイムカード等による計測ができるように本年度中に整備します。

**問** 具体的にどのようなことを検討していますか。

**学校教育課長** これに関する規則の整備、町としての指針を整備しています。教職員に配備されているタブレットの活用、パソコンとつないで出勤を管理するなど準備していきます。

**問** 部活動の削減などの対応は。  
**学校教育課長** 美浜町立小中

学校部活動ガイドラインにより、具体的には中学校で週2回の休養日を設ける、土・日は昼をまたいでの一日練習は行わない、6・7月の暑い時期、朝部活は行わないなど、その他顧問先生の判断で柔軟に対応しています。中学1年生の朝部活は9月からにしています。また、小学校の部活は4月から全校廃止になっています。



中学校部活動の様子

は。  
**学校教育課長** ICT支援業務ですが、これまでの2名から8名体制に増員し授業の支援、校内研修支援、情報機器の設定、緊急時の不具合対応などを実施しています。また人員だけでなく時間も倍以上に増やし支援を行っていきます。



### 小中学校のGIGAスクール取り組み

**問** タブレットを取り入れた新しいICT教育の支援制度

ICTとは…  
インフォメーション  
アンド コミュニケー  
ション テクノロジーの略で  
通信技術を活用したコ  
ミュニケーションのこと

# 陸上競技場施設利用について



森川 元晴

## ナショナルトレーニングセンター 受託を目指す

**問** ナショナルトレーニングセンター（NTC）とは。

**教育部長** 国が定めるスポーツ振興計画を受けて、スポーツ庁が設置するもので、日本のトップレベルの競技者が同一の活動拠点で、集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための施設です。

現在整備中の運動公園陸上競技場については、パラリンピック陸上の競技別強化拠点施設の指定と、NTC競技別強化拠点機能強化事業の受託を目指しています。

**問** トップアスリートを迎えるにあたり、競技場以外にどのようなトレーニング環境、また施設・設備が必要と考えられていますか。

**生涯学習課長** スポーツ庁が定める委託要綱では、トレーニング機器の整備、食事、宿泊箇所の確保、スポーツ医科学情報等サポートを実施するために必要なスタッフの配置及び機器類の整備が挙げられ

ます。

## 企業誘致事業について

**問** サテライトオフィス等企業誘致事業の事業内容と効果について。

**町長** 地域の課題やアピールポイントを整理し、戦略策定を行う事業になり、本町の運動公園や日本福祉大学等の地域資源に関連した企業を選定することができ、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済、地元産業の活性化にもつながると考えています。

## 小中一貫校の建設財源について

**問** 令和10年に開校予定の「小中一貫校」建設に伴う財源確保について、どの様な考えをお持ちでしょうか。

**教育部長** 学校建設に係る国の補助金等について、他市町の事例など調査しながら検討しております。また、学校跡地を有効活用し、民間企業等

への売却、貸出等、町の歳出を抑えつつ、建設財源をねん出できるよう検討していきたいと考えております。

## 自然災害に伴う避難誘導及び避難所開設について

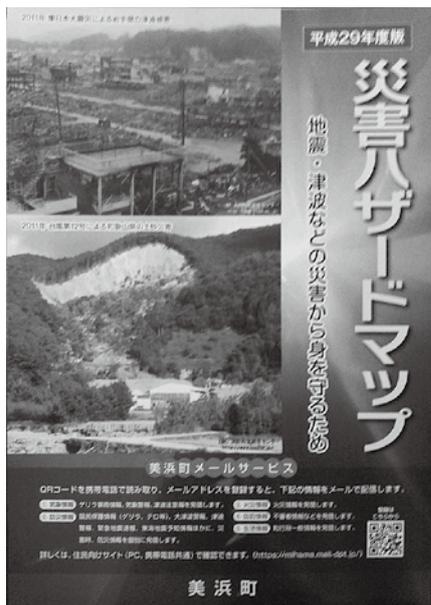
**問** 住民が安心・安全に避難する誘導体制は確立されていますか。

**町長** 災害発生時の避難誘導については「自分の身は自分で守る」を基本とし、自ら避難することが困難な方々、要配慮者の避難につきましては、

行政機関のみで対応することは不可能であり、近隣住民、各区の自主防災組織と連携した避難誘導で対応する計画となっております。

**問** 避難所開設について、コロナ禍の中、感染防止等万全な体制は確立されていますか。

**町長** 1次指定避難所7か所を指定しておりますが、公民館などは、施設が狭小であり3密の状況になることから、代替えとして河和・河和南部・野間・上野間の小学校、及び野間中学校を指定しております。





大寄 暁美

# 太陽光発電事業を規制する 条例の制定は？

## 現在、先行自治体の条例を研究中



太陽光発電設備（イメージ）

**問** 多くの自治体が、太陽光発電設備設置事業と地域や自然との調和を目指した条例を制定しています。本町でも条例を制定する考えは。

**町長** 現在、先行自治体の条例が、どのような趣旨で何を根拠に、どのような規制を行なうことになったのか研究中です。

**事業者等が遵守すべき事項について**

関するガイドライン」には、事業者等が遵守すべき事項に「既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障をきたさないように配慮すること」とありますが、この基準について教えてください。

**町長** 一律に定義できるものではなく、個々の具体的な計画に即して判断しており、内容を確認し、事業者と協議しています。

### 条例を制定する意義について

**問** 条例により規制をかける意義は。

**環境課長** 条例制定を考えるにあたっては、必要以上に個人の土地に制限をかけることなく、地域の自然環境や生活環境を守ることに加え、太陽光発電事業を地域との共生を図りながら、推進すること、つまり住民理解を深めることだと思えます。

日本福祉大学のフードドライブの様子



### 生活困窮者の状況について

**問** 新型コロナウイルス感染症の影響により、美浜町において、生活が困難になってしまった方の状況を教えてください。

**町長** 知多福祉事務所、町福祉課、美浜町社会福祉協議会で、生活困窮者支援事業支援調整会議を毎月開催しています。生活困窮者からの相談件

数は、コロナ禍において若干増えています。

**問** 現在、生活困窮者への食糧支援はどのように行っていますか。

**町長** 知多福祉事務所および美浜町社会福祉協議会につき、食糧の提供を行っています。

**問** 食糧支援の過去1年間の件数は。

**福祉課長** 美浜町社会福祉協議会の支援状況ですが、昨年度は6件行っています。

### フードバンク開設について

**問** 本町にフードバンクを開設する考えはありますか。

**町長** 美浜町社会福祉協議会において、開設に向けて調査・研究し、立ち上げの準備をしているところで、町としても生活困窮者のニーズ等の情報を共有し、フードバンク等の開設に向けて協力する考えです。

